

# 特定商取引法違反の訪問販売事業者3社に対する 行政処分（業務停止命令3ヶ月）について

県は、学習教材の販売を行っている訪問販売事業者下記3社に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為である販売目的等不明示、書面交付義務違反、不実告知、迷惑勧誘を認定したため、平成23年3月24日、法第8条の規定に基づき、業務について停止するよう命令する行政処分をした。  
本案件については、埼玉県、千葉県、東京都、静岡県と連携して調査し、同時に処分を行うものであり、3社同時に処分するのは本県では初めてであります。

## 学習教材販売会社3社に対する行政処分（業務停止命令3ヶ月）の概要

### 1 事業者の概要

#### (1) 株式会社関東教育書

ア 代表者：日向野 健（ひがの けん）  
イ 本店所在地：東京都港区港南二丁目15番1号  
連絡先03-3570-2025  
※県内の支店：水戸市中央2丁目8番8号アシスト第2ビル6F  
ウ 設立：平成16年1月  
エ 取引形態：学習教材の訪問販売  
オ 資本金：300万円  
カ 役員数：2名（ほとんどの従業員が（2）の会社に移籍している。）  
キ 売上高：638,651千円（平成21年9月～平成22年8月）

#### (2) 日本学習システム株式会社

ア 代表者：橋本 善代（はしもと よししろ）  
イ 本店所在地：東京都港区海岸一丁目2番3号  
連絡先03-5403-6327  
※県内の支店：（1）と同一所在地  
ウ 設立：平成21年8月  
エ 事業内容：学習教材の訪問販売  
オ 資本金：300万円  
カ 役員数：149名  
キ 売上高：152,420千円（平成21年9月～平成22年8月）

#### フ。ラチナ パーソン インターナショナル

#### (3) PLATINUM PERSON INTERNATIONAL 株式会社（以下「パーソン社」という。）

ア 代表者：日向野 健（ひがの けん）  
イ 本店所在地：兵庫県神戸市東灘区御影町西平野一の坪11番地の1の310  
ウ 設立：平成17年9月  
エ 取引形態：学習教材の訪問販売  
オ 資本金：300万円  
カ 役員数：7名  
キ 売上高：308,574千円（平成21年9月～平成22年8月）

※①（1）の会社が営業範囲を拡大するのに伴い、県内の支店では平成22年9月に業務や従業員を（2）の会社に移行し、現在は（2）のみが営業活動を実施している。

②（3）の社員は勧誘を行っておらず契約当事者ではない。  
しかし、（3）の社員は（2）の社員に営業上の指示をするなど、一体となって営業をしていたため、2社と併せて同時に処分する。

### 2 取引の概要

(1) 株式会社関東教育書は、東京都港区港南二丁目15番1号に本店を置き、電話で訪問の約束を取り付けた上で、消費者の自宅を訪問し、不実のことを告げて消費者を信用させ、学習教材の販売契約を締結していた。

(2) 日本学習システム株式会社は、東京都港区海岸一丁目2番3号に本店を置き、パーソン社と一体となって、電話で訪問の約束を取り付けた上で、消費者の自宅を訪問し、不実のことを告げて消費者を信用させ、学習教材の販売契約を締結していた。

### 3 事業者に係る県内消費生活センターへの相談状況

#### (1) 株式会社関東教育書

(単位：件数)

年度	～ 17	18	19	20	21	22	合計
件数	16	8	7	14	14	0	59

#### (2) 日本学習システム株式会社

(単位：件数)

年度	～ 22	合計
件数	1	1

※平成22年9月に関東教育書から日本学習システムへ業務及び従業員を移行  
※同社と一体として営業しているパーソン社は契約当事者でないため相談なし

### 4 違反事実の概要

#### (1) 株式会社関東教育書

##### ア 販売目的等不明示 (法第3条)

勧誘開始時に学習教材販売の勧誘が目的であることを開口一番に告げなければならぬところ、「お子さんの学習能力が、びっくりする程アップする学習方法がある。」などと告げるのみであった。

##### イ 書面交付義務違反 (法第5条)

契約書面に記載しなければならない事項である商品名及び商品の商標又は製造者名について、記載のない書面を交付していた。

##### ウ 不実の告知 (法第6条第1項)

消費者を信用させるため、「うちは学校のテストを作っている会社です。その会社が作っている教材なので絶対にすべるはずないです。」などと不実の事を告げて勧誘をしていた。

##### エ 迷惑勧誘 (法第7条第4号)

消費者が契約の締結を断っているにもかかわらず、また、昼食や夕食の支度の時間となり、早く帰って欲しいと思っているにもかかわらず、しつこく契約の締結について勧誘を続けるなど迷惑を覚えさせる仕方で勧誘を行っていた。

#### (2) 日本学習システム株式会社

##### ア 販売目的等不明示 (法第3条)

勧誘開始時に学習教材販売の勧誘が目的であることを開口一番で告げなければならぬところ、「いい教育システムで、いい学習方法がありますから一度見てください。」などと告げるのみであった。

##### イ 書面交付義務違反 (法第5条)

契約書面に記載しなければならない事項である商品名及び商品の商標又は製造者名について、記載のない書面を交付するとともに、契約書の担当者欄に偽名を記載していた。

##### ウ 不実の告知 (法第6条第1項)

消費者を信用させるため、「教科書を作っている会社です。」「私は元学校の先生をやっております。他の営業員の者も、みんな元は学校の先生だったのです。」などと不実の事を告げて勧誘をしていた。

##### エ 迷惑勧誘 (法第7条第4号)

消費者が何度も「考えさせてください。」と言って、当日の契約締結を拒否しているにもかかわらず、しつこく勧誘を続けるなど迷惑を覚えさせる仕方で勧誘をしていた。

### 5 行政処分の内容

#### 特定商取引法に基づく業務停止命令

平成23年3月25日から平成23年6月24日までの3ヶ月間、訪問販売に係る次の業務を停止すること。

(1) 売買契約の締結について勧誘すること。

(2) 売買契約の申込みを受けること。

(3) 売買契約を締結すること。

### その他

同事業者と契約をした消費者からの相談窓口

茨城県消費生活センター 電話029-225-6445